

投資信託説明書  
(請求目論見書)

使用開始日 2024.11.14

三菱UFJ  
<DC>ライフ・バランスファンド(成長型)

追加型投信／内外／資産複合

この目論見書により行う「三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月13日に関東財務局長に提出しており、2024年11月14日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

## 目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	1
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	40
第3【ファンドの経理状況】	45
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	78
第三部【委託会社等の情報】	79
第1【委託会社等の概況】	79
約款	111

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）（「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

1円以上1円単位

### (7)【申込期間】

2024年11月14日から2025年11月13日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに限り取り扱うものとします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。  
信託金の限度額は、5,000億円です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型		不動産投信		特殊型 ( )
	内外	その他資産 ( )	E T F	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
	年2回					条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	年4回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
	年6回 (隔月)					その他 ( )
不動産投信	年12回 (毎月)					その他 ( )
その他資産 (投資信託証 券(資産複合 (株式、債 券)))	日々					
資産複合	その他 ( )					

( )					
-----	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある

		ものをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## ファンドの目的

内外の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、各資産の指数を合成した指数をベンチマークとして、超過収益を積み上げることをめざします。

## ファンドの特色

特色1

主として、三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド、三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド、三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドおよび三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンドへの投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

特色2

委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマーク<sup>\*</sup>として、超過収益を積み上げることを図ります。

以下の比率で合成したインデックスをベンチマークとします。

マザーファンド名称	インデックス名称	比率
三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	NOMURA-BPI<総合> (国内債券投資収益指数)	32%
三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	35%
三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	FTSE世界国債インデックス (除く日本・円ベース)	10%
三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)	20%
—	無担保コール翌日物レート (短資協会発表)の平均値	3%

<sup>\*</sup>ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

特色3

国内債券、国内株式、外国債券、および外国株式に投資するそれぞれのマザーファンドを設定し、その運用にはベンチマークを定め、アクティブ運用により、これを上回る収益を追求します。

マザーファンドの基本方針は以下の通りです。

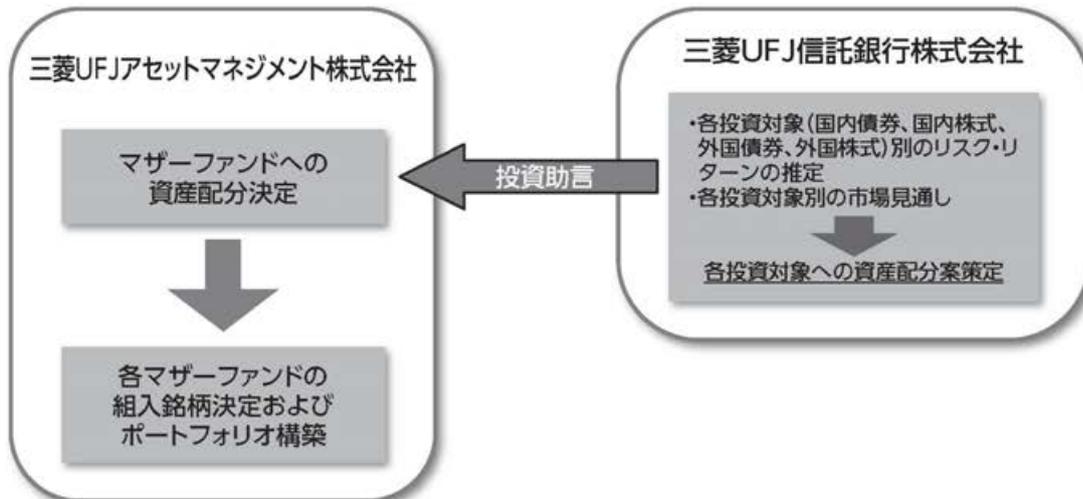
マザーファンド名称	基本方針
三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)を中長期的に上回ることを目標に運用を行います。
三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を中長期的に上回る投資成果をめざします。
三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。
三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざします。

実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。そのため、為替相場の変動による影響を受けます。

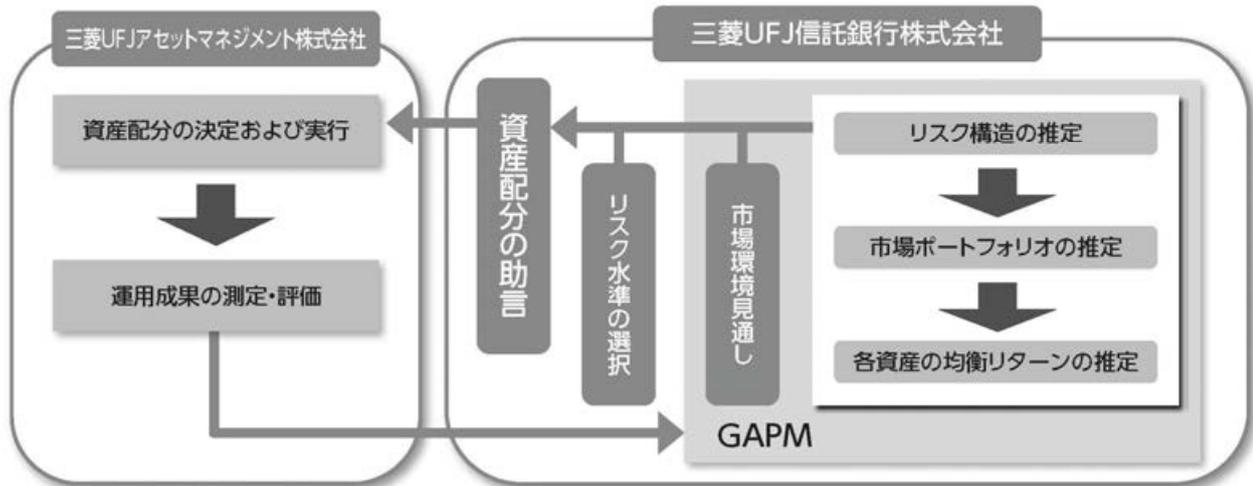
特色4

資産配分にあたりましては、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言<sup>※</sup>を受けます。

<sup>※</sup>投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。



ベビーファンドの資産配分助言のプロセス



**GAPM**  
 GAPM(Global Asset Pricing Model)とは、市場均衡理論にその基礎を置く資本資産評価モデル(CAPM=Capital Asset Pricing Model)をグローバルに展開した、リスク・リターンの推計モデルです。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。  
 ([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、内外の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## ■ 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

## ■ 配分方針

- ・年1回の決算時(8月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ 指数について

NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(以下「TOPIX」といいます。)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2001年10月18日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継 名称を「UFJパートナーズ<DC>ライフ・バランスファンド(成長型)」から「三菱UFJ<DC>ライフ・バランスファンド(成長型)」に変更
2018年7月18日	ファンドの投資対象に「三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド」、「三菱UFJ海外株式アクティブマザーファンド」、「マネー・マーケット・マザーファンド」

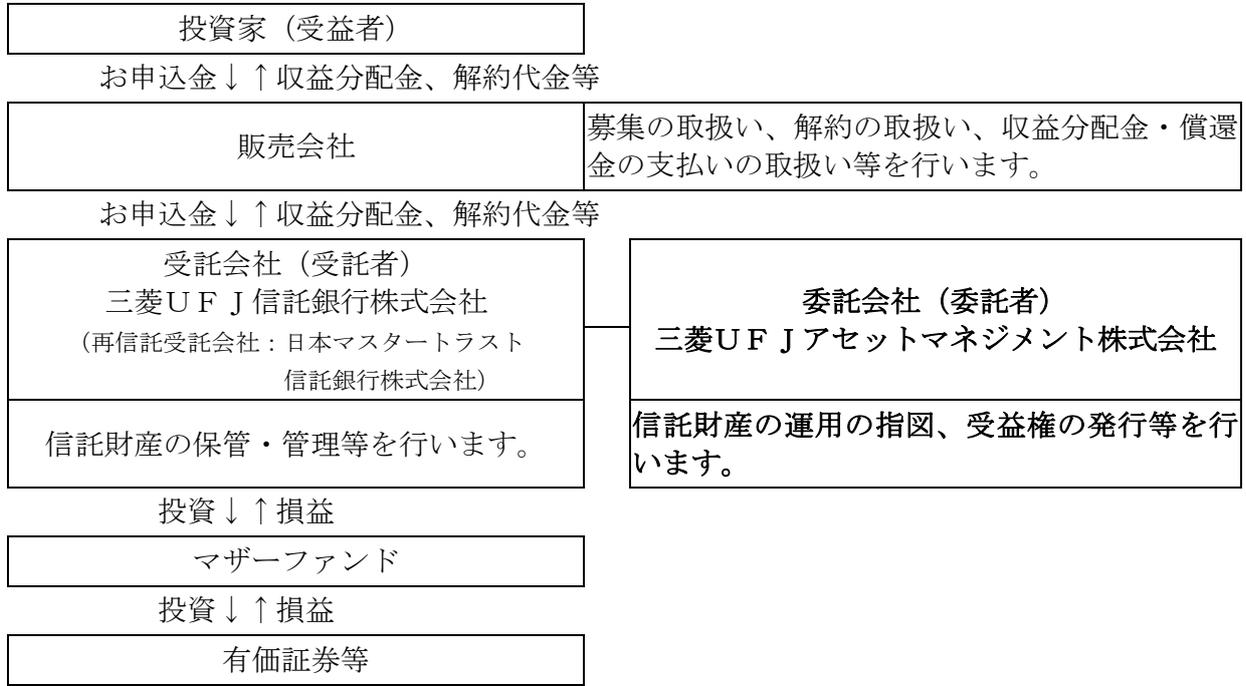
2018年11月14日

を追加

ファンドの投資対象から「国内債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「世界債券マザーファンド」、「世界株式マザーファンド」、「短期資産マザーファンド」を削除

(3)【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2024年8月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

- 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ海外株式アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

主として、三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ海外株式アクティブマザーファンド受益証券への投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。国内債券32%、国内株式35%、外国債券10%、外国株式20%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、委託会社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

(注) 委託会社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA-BPI<総合>(国内債券投資収益指数)32%、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)35%、FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)10%、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)20%、無担保コール翌日物レート(短資協会発表)の平均値3%を合成したものです。各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャー<sup>(注)</sup>のコントロールを行う場合があります。

株式以外の資産への実質投資割合(信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合)は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) エクスポージャーとは、金融資産のうち市場の価格変動リスク・為替変動リスクにさらしている資産の割合のことをいいます。

### (2)【投資対象】

#### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、)

a. 有価証券先物取引等



23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

### ④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

## <マザーファンドの概要>

三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド  
(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

#### ①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### ②投資態度

わが国の公社債を主要投資対象とします。ただし、事業債、円建外債についてはBBB格（S&P、ムーディーズ、格付投資情報センターおよび日本格付研究所のいずれかから取得したもの）相当以上の格付を有する債券を対象とします。

NOMURA-BPI<総合>（国内債券投資収益指数）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標に運用を行います。

経済や金利の分析をベースに、デュレーション<sup>※</sup>・残存構成・債券種別等をコントロールするアクティブ運用を行います。具体的には、次のプロセスによります。

- 1) 経済分析や市場分析等を踏まえて金利の方向性等を予測し、デュレーションに関する戦略を策定します。
- 2) また、同様の分析を行い金利の期間構造等を予測し、上記のデュレーション戦略を加味して、残存構成に関する戦略を策定します。
- 3) さらに、各債券種別間の利回り較差動向等を予測し、債券種別構成に関する戦略を策定します。
- 4) 以上の戦略を総合して、ポートフォリオを構築します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①外貨建資産への投資は行いません。
- ②有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。
- ③スワップ取引は信託約款の範囲で行います。
- ④金利先渡取引は信託約款の範囲で行います。

※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド  
(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

②投資態度

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

銘柄選択にあたっては、以下の2つの観点から行います。

1) 中長期的な成長力の高い銘柄や業績改善度の大きい銘柄を選択

2) 企業価値に対して株価が割安と判断され、かつ株価上昇が期待できる銘柄を選択

具体的には、1) 経営者のリーダーシップ、2) 企業戦略の適切さ、3) マーケット支配力・競争力、4) 産業の循環、産業構造の変化等の定性的な要素を踏まえ、中長期的にみて高い利益成長が期待できる銘柄や業績の大幅な改善が見込める銘柄を選択し、株価の妥当性をチェックしたうえで、組み入れを図ります。なお、株価評価は、企業の利益成長率に見合った適正価値が存在するというGARP（Growth at Reasonable Price）の考え方をベースに行います。

また、各種評価尺度（株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、株価売上高倍率、株価純資産倍率、配当利回り等）を用いて行う定量的な分析に、定性的な分析を加えた結果、「現在の株価が妥当株価に比して割安に放置されており、かつ今後株価上昇が期待できる」と判断される銘柄についても、適宜組み入れを図ります。

株式の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①株式への投資に制限を設けません。

②投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への投資は行いません。

④有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

⑤スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

⑥金利先渡取引は信託約款の範囲で行います。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

①外貨建資産への投資に制限を設けません。

②有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

③スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

④金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。

⑤外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

⑥デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を

実現する目的以外には利用しません。

### 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

#### (基本方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

#### (運用方法)

##### ①投資対象

わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。

##### ②投資態度

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、カンントリーアロケーションと銘柄選択の双方におけるアクティブ戦略により、超過収益の獲得を目指します。カンントリーアロケーションについてはマクロシナリオからのトップダウンアプローチにより決定します。また組入銘柄選択については、企業の成長力と株価を評価することにより決定します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

株式の組入比率は高位（通常の状態では90%以上）を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (投資制限)

①株式への投資に制限を設けません。

②投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への投資に制限を設けません。

④有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

⑤スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

⑥金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。

⑦外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

### マネー・マーケット・マザーファンド

#### (基本方針)

この投資信託は、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

#### (運用方法)

##### ①投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

##### ②投資態度

わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (投資制限)

①株式への投資は行いません。

②外貨建資産への投資は行いません。

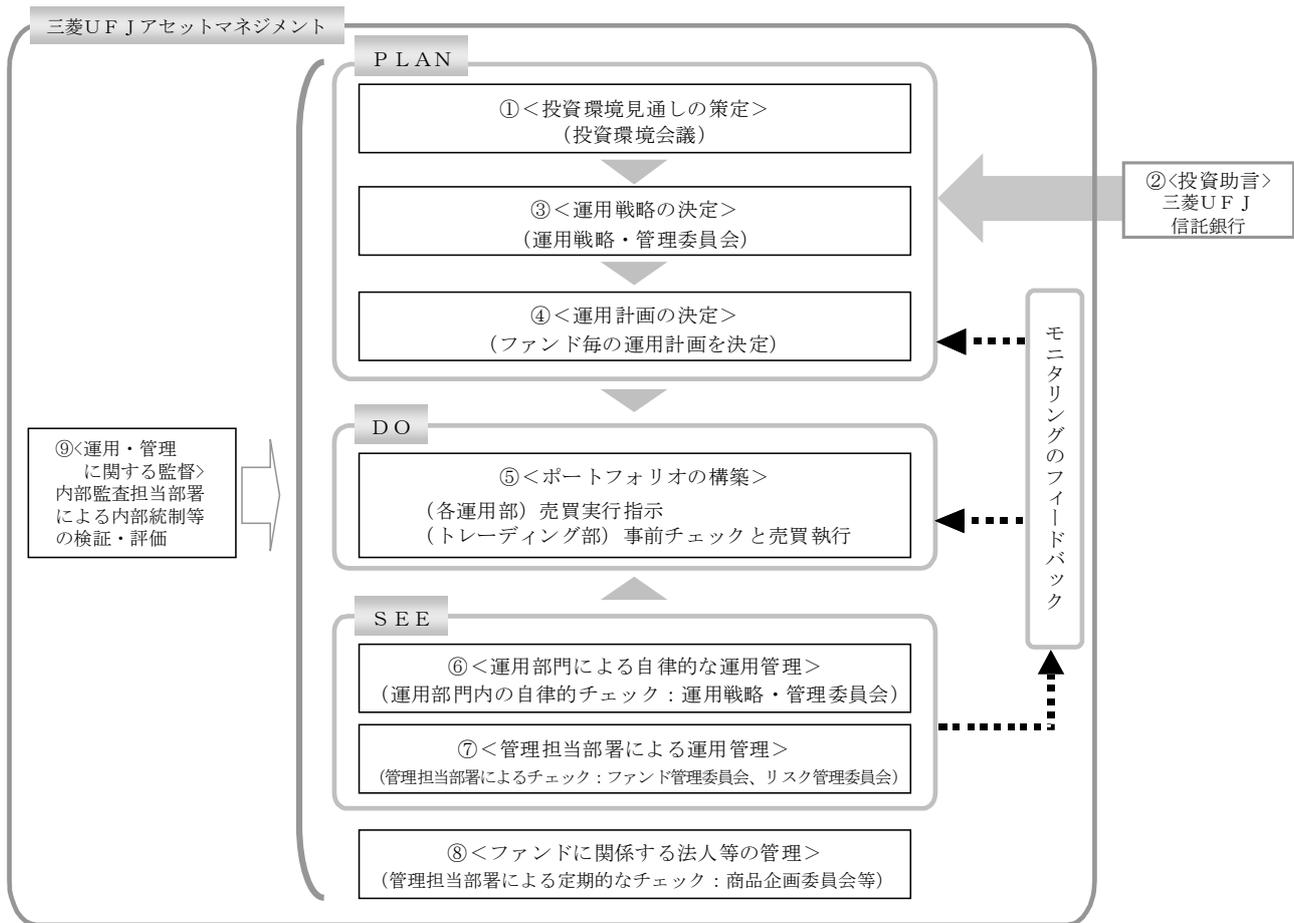
③有価証券先物取引等を行うことができます。

④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑤金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑥デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### (3) 【運用体制】



#### ①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### ②投資助言

当ファンドは、三菱UFJ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

#### ③運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

#### ④運用計画の決定

③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ⑤ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ⑥運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

#### ⑦管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバ

ックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

#### ⑧ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### ⑨運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 [https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

#### ①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下①において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ②外貨建資産

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下②において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の45以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の45以上となった場合には、速やかにこれを調整します。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### ④スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできます。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により b. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### ⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を

超えないこととします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### ⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### ⑩金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑪有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑫公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債または⑦の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ⑬特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

#### ⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

#### ⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

##### ①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

##### ④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### ※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。

ん。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

### ①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

### ②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

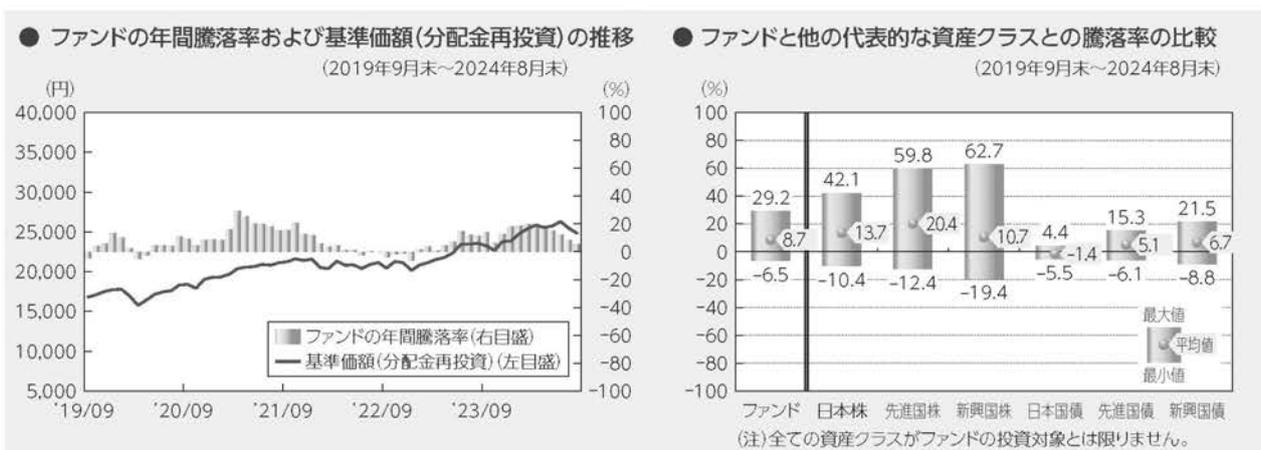
### ③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

(1) 【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.65%（税抜 1.5%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.76%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.66%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関

および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

#### ①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります）・申告分離課税を選択することもできます。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

#### ②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### ◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2024 年 8 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる

ことがあります。  
 ※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年8月15日～2024年8月14日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.65%	1.64%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド(成長型)】

#### (1) 【投資状況】

2024年8月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	382,815,064	95.70
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	17,187,789	4.30
純資産総額		400,002,853	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

2024年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	48,353,643	2.7039	130,743,416	2.8749	139,011,888	34.75
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	92,793,415	1.3761	127,700,760	1.3691	127,043,464	31.76
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	15,721,832	5.4276	85,331,840	5.5212	86,803,378	21.70
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	7,854,515	3.8629	30,341,230	3.8139	29,956,334	7.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	95.70
合計	95.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14計算期間末日 (2015年8月14日)	186,278,239	186,278,239	15,713	15,713
第15計算期間末日 (2016年8月15日)	173,353,047	173,353,047	14,026	14,026
第16計算期間末日 (2017年8月14日)	198,130,035	198,130,035	15,679	15,679
第17計算期間末日 (2018年8月14日)	221,354,084	221,354,084	16,857	16,857
第18計算期間末日 (2019年8月14日)	219,051,765	219,051,765	16,502	16,502
第19計算期間末日 (2020年8月14日)	245,058,340	245,058,340	18,243	18,243
第20計算期間末日 (2021年8月16日)	291,534,917	291,534,917	20,803	20,803
第21計算期間末日 (2022年8月15日)	304,044,067	304,044,067	21,277	21,277
第22計算期間末日 (2023年8月14日)	341,322,136	341,322,136	23,262	23,262
第23計算期間末日 (2024年8月14日)	393,577,138	393,577,138	24,295	24,295
2023年8月末日	343,260,352	—	23,572	—
9月末日	338,307,513	—	23,277	—
10月末日	330,387,393	—	22,668	—
11月末日	345,182,323	—	23,767	—
12月末日	347,726,004	—	23,841	—
2024年1月末日	378,648,775	—	24,752	—
2月末日	397,463,337	—	25,407	—
3月末日	410,249,109	—	25,844	—
4月末日	414,512,684	—	25,567	—

5月末日	411,572,546	—	25,729	—
6月末日	424,126,995	—	26,305	—
7月末日	412,274,061	—	25,443	—
8月末日	400,002,853	—	24,826	—

## ②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円

## ③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第14計算期間	18.84
第15計算期間	△10.73
第16計算期間	11.78
第17計算期間	7.51
第18計算期間	△2.10
第19計算期間	10.55
第20計算期間	14.03
第21計算期間	2.27
第22計算期間	9.32
第23計算期間	4.44

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第14計算期間	19,776,567	30,211,961	118,550,480
第15計算期間	12,378,348	7,337,203	123,591,625
第16計算期間	18,890,789	16,114,136	126,368,278
第17計算期間	10,795,386	5,847,155	131,316,509
第18計算期間	10,697,713	9,270,755	132,743,467

第 19 計算期間	15,071,909	13,482,622	134,332,754
第 20 計算期間	25,187,458	19,376,216	140,143,996
第 21 計算期間	16,368,978	13,617,998	142,894,976
第 22 計算期間	19,124,939	15,292,191	146,727,724
第 23 計算期間	31,869,579	16,597,648	161,999,655

(参考)

三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

投資状況

2024年8月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	日本	15,403,425,100	57.63
特殊債券	日本	593,324,000	2.22
社債券	日本	9,544,550,000	35.71
	イギリス	99,686,000	0.37
	小計	9,644,236,000	36.08
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,085,593,144	4.07
純資産総額		26,726,578,244	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第375回利付国債(10年)	2,500,000,000	102.49	2,562,455,900	101.89	2,547,300,000	1.100000	2034/6/20	9.53
日本	国債証券	第364回利付国債(10年)	790,000,000	96.48	762,192,200	96.48	762,247,300	0.100000	2031/9/20	2.85
日本	国債証券	第363回利付国債(10年)	710,000,000	97.27	690,617,000	96.76	687,038,600	0.100000	2031/6/20	2.57
日本	国債証券	第183回利付国債(20年)	630,000,000	99.40	626,264,100	96.28	606,582,900	1.400000	2042/12/20	2.27
日本	社債券	第11回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	600,000,000	99.87	599,220,000	100.77	604,650,000	1.352000	2029/5/25	2.26
日本	国債証券	第77回利付国債(30年)	630,000,000	96.56	608,384,700	89.84	566,048,700	1.600000	2052/12/20	2.12
日本	国債証券	第189回利付国債(20年)	510,000,000	101.47	517,507,100	102.81	524,331,000	1.900000	2044/6/20	1.96
日本	社債券	第34回SBIホ	500,000,000	99.65	498,255,000	99.46	497,305,000	0.950000	2026/6/5	1.86

		ールディングス								
日本	国債証券	第374回利付国債(10年)	500,000,000	99.75	498,750,000	99.42	497,130,000	0.800000	2034/3/20	1.86
日本	国債証券	第160回利付国債(20年)	490,000,000	96.24	471,576,000	94.44	462,780,500	0.700000	2037/3/20	1.73
日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	420,000,000	103.58	435,048,600	101.78	427,505,400	1.200000	2035/9/20	1.60
日本	国債証券	第166回利付国債(20年)	450,000,000	94.30	424,376,400	91.99	413,986,500	0.700000	2038/9/20	1.55
日本	国債証券	第165回利付国債(5年)	400,000,000	99.37	397,480,000	99.34	397,384,000	0.300000	2028/12/20	1.49
日本	社債券	第142回三菱地所(サステナビリティ)	400,000,000	99.49	397,992,000	99.06	396,248,000	0.430000	2028/5/2	1.48
日本	国債証券	第80回利付国債(30年)	420,000,000	99.87	419,457,600	93.74	393,712,200	1.800000	2053/9/20	1.47
日本	国債証券	第83回利付国債(30年)	380,000,000	101.46	385,574,600	102.01	387,672,200	2.200000	2054/6/20	1.45
日本	国債証券	第186回利付国債(20年)	330,000,000	100.30	330,990,000	96.98	320,040,600	1.500000	2043/9/20	1.20
日本	国債証券	第152回利付国債(20年)	300,000,000	103.91	311,742,000	102.20	306,600,000	1.200000	2035/3/20	1.15
日本	特殊債券	い第863号商工債券	300,000,000	99.32	297,981,000	98.84	296,547,000	0.220000	2027/4/27	1.11
日本	国債証券	第188回利付国債(20年)	300,000,000	97.52	292,571,800	98.10	294,303,000	1.600000	2044/3/20	1.10
日本	国債証券	第151回利付国債(20年)	280,000,000	103.59	290,053,200	102.39	286,700,400	1.200000	2034/12/20	1.07
日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	250,000,000	104.81	262,040,000	103.02	257,557,500	1.300000	2035/6/20	0.96
日本	国債証券	第146回利付国債(20年)	200,000,000	109.33	218,664,000	107.86	215,734,000	1.700000	2033/9/20	0.81
日本	国債証券	第143回利付国債(20年)	200,000,000	108.38	216,768,000	107.04	214,080,000	1.600000	2033/3/20	0.80
日本	国債証券	第54回利付国債(30年)	260,000,000	84.44	219,562,200	80.54	209,404,000	0.800000	2047/3/20	0.78
日本	国債証券	第145回利付国債(20年)	190,000,000	109.34	207,747,900	107.84	204,896,000	1.700000	2033/6/20	0.77
日本	社債券	第11回クレディ・アグリコル・エス・エー(2022)	200,000,000	100.35	200,718,000	100.50	201,000,000	1.383000	2026/12/7	0.75
日本	社債券	第10回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	200,000,000	99.83	199,670,000	100.41	200,838,000	1.247000	2028/5/26	0.75
日本	社債券	第4回ファーストリテイリング	200,000,000	100.70	201,408,000	100.28	200,560,000	0.749000	2025/12/18	0.75
日本	社債券	第9回マラヤン・バンキング	200,000,000	99.66	199,334,000	99.79	199,596,000	0.250000	2025/2/4	0.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	57.63
特殊債券	2.22
社債券	36.08

合計	95.94
----	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

#### 投資状況

2024年8月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	日本	8,034,001,730	96.21
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	316,342,073	3.79
純資産総額		8,350,343,803	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### a 評価額上位30銘柄

2024年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	229,600	1,443.71	331,475,816	1,528.00	350,828,800	4.20
日本	株式	日立製作所	電気機器	94,800	2,426.00	229,984,800	3,572.00	338,625,600	4.06
日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	51,800	4,525.74	234,433,433	5,151.00	266,821,800	3.20
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	96,400	3,382.86	326,107,704	2,759.50	266,015,800	3.19
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	30,100	8,549.50	257,339,996	8,405.00	252,990,500	3.03
日本	株式	三菱商事	卸売業	73,900	2,960.00	218,744,000	3,013.00	222,660,700	2.67
日本	株式	第一三共	医薬品	35,200	4,806.16	169,176,832	6,108.00	215,001,600	2.57
日本	株式	大阪ソーダ	化学	22,100	11,513.89	254,456,969	9,320.00	205,972,000	2.47
日本	株式	楽天グループ	サービス業	196,900	836.05	164,618,891	1,033.50	203,496,150	2.44
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	50,700	5,232.48	265,286,970	3,988.00	202,191,600	2.42
日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	188,900	810.70	153,141,230	1,030.50	194,661,450	2.33
日本	株式	三井物産	卸売業	60,600	3,424.27	207,510,958	3,123.00	189,253,800	2.27

日本	株式	カプコン	情報・通信業	58,800	2,932.09	172,406,892	3,173.00	186,572,400	2.23
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	181,700	1,039.86	188,942,764	1,010.50	183,607,850	2.20
日本	株式	自重堂	繊維製品	17,800	11,003.90	195,869,541	10,240.00	182,272,000	2.18
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	35,500	5,014.94	178,030,656	5,079.00	180,304,500	2.16
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	71,600	2,567.48	183,831,976	2,514.00	180,002,400	2.16
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	6,900	35,394.73	244,223,637	25,805.00	178,054,500	2.13
日本	株式	F Pパートナー	保険業	58,300	4,069.38	237,245,102	2,973.00	173,325,900	2.08
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	31,100	4,367.00	135,813,700	5,506.00	171,236,600	2.05
日本	株式	建設技術研究所	サービス業	35,000	5,150.25	180,258,750	4,695.00	164,325,000	1.97
日本	株式	ジーエス・ユアサコーポレーション	電気機器	58,600	2,548.87	149,363,869	2,750.50	161,179,300	1.93
日本	株式	ホシザキ	機械	32,000	5,216.80	166,937,607	4,697.00	150,304,000	1.80
日本	株式	FOOD & LIFE COMPANIE	小売業	54,300	2,764.18	150,095,075	2,711.00	147,207,300	1.76
日本	株式	村田製作所	電気機器	47,400	3,019.00	143,100,600	3,033.00	143,764,200	1.72
日本	株式	TOPPANホールディングス	その他製品	31,700	3,616.26	114,635,442	4,383.00	138,941,100	1.66
日本	株式	セレンディップ・ホールディングス	輸送用機器	92,400	1,927.82	178,130,608	1,495.00	138,138,000	1.65
日本	株式	西松建設	建設業	26,000	4,409.84	114,655,840	5,250.00	136,500,000	1.63
日本	株式	日本シイエムケイ	電気機器	285,900	633.71	181,180,324	458.00	130,942,200	1.57
日本	株式	芝浦電子	電気機器	39,800	2,818.69	112,184,202	3,285.00	130,743,000	1.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年8月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	建設業	2.76
	食料品	2.03
	繊維製品	2.18
	化学	5.77
	医薬品	2.57
	石油・石炭製品	0.75
	鉄鋼	0.92
	非鉄金属	0.43
	金属製品	1.51
	機械	6.22
	電気機器	19.48
	輸送用機器	9.23
	精密機器	1.30
	その他製品	1.66
	陸運業	0.63
	情報・通信業	6.79
	卸売業	4.93

	小売業	1.76
	銀行業	6.53
	保険業	5.34
	不動産業	1.08
	サービス業	12.32
	小計	96.21
合計		96.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

#### 投資状況

2024年8月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	17,167,899,457	36.82
	イタリア	4,135,723,016	8.87
	イギリス	3,351,578,534	7.19
	スペイン	3,195,518,440	6.85
	中国	2,451,316,740	5.26
	ポーランド	1,888,380,252	4.05
	フランス	1,799,363,655	3.86
	ノルウェー	1,207,266,177	2.59
	スウェーデン	1,202,678,663	2.58
	オランダ	866,331,489	1.86
	カナダ	824,218,410	1.77
	ドイツ	718,985,949	1.54
	ベルギー	713,899,560	1.53
	オーストラリア	603,516,641	1.29
	メキシコ	504,307,821	1.08
	マレーシア	266,606,742	0.57
	ニュージーランド	189,878,314	0.41
	シンガポール	174,126,454	0.37
イスラエル	161,283,028	0.35	

	アイルランド	108,093,562	0.23
	小計	41,530,972,904	89.08
特殊債券	アメリカ	3,549,487,431	7.61
社債券	アメリカ	148,750,472	0.32
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,394,105,727	2.99
純資産総額		46,623,316,534	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

2024年8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限(年/月/日)	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	20,000,000	13,823.59	2,764,718,441	14,023.82	2,804,764,676	2.875000	2028/8/15	6.02
アメリカ	国債証券	3.625 T-NOTE 300331	18,000,000	14,165.00	2,549,701,750	14,396.85	2,591,433,556	3.625000	2030/3/31	5.56
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 290228	19,000,000	13,091.36	2,487,359,920	13,383.53	2,542,871,818	1.875000	2029/2/28	5.45
イタリア	国債証券	4.4 ITALY GOVT 330501	13,900,000	16,997.56	2,362,662,223	17,143.17	2,382,901,247	4.400000	2033/5/1	5.11
アメリカ	国債証券	4.75 T-BOND 531115	8,500,000	15,476.82	1,315,529,902	15,927.43	1,353,831,923	4.750000	2053/11/15	2.90
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	9,500,000	14,010.84	1,331,030,560	14,134.12	1,342,741,428	3.500000	2033/2/15	2.88
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 261130	9,500,000	13,343.32	1,267,615,400	13,674.55	1,299,082,250	1.250000	2026/11/30	2.79
アメリカ	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000	11,906.01	1,190,601,492	12,333.23	1,233,323,748	0.875000	2030/5/14	2.65
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 340515	8,000,000	14,550.01	1,164,001,045	15,063.72	1,205,098,000	4.375000	2034/5/15	2.58
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 310731	8,000,000	14,839.17	1,187,133,750	14,793.35	1,183,468,494	4.125000	2031/7/31	2.54
イタリア	国債証券	0.25 ITALY GOVT 280315	8,000,000	14,301.69	1,144,135,344	14,651.91	1,172,153,462	0.250000	2028/3/15	2.51
イギリス	国債証券	4.625 GILT 340131	5,600,000	19,798.04	1,108,690,515	19,995.46	1,119,746,157	4.625000	2034/1/31	2.40
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 440815	8,000,000	12,082.17	966,573,936	12,235.88	978,870,623	3.125000	2044/8/15	2.10
ポーランド	国債証券	3.75 POLAND 270525	26,900,000	3,597.83	967,818,510	3,626.74	975,594,956	3.750000	2027/5/25	2.09
スペイン	国債証券	3.45 SPAIN GOVT 430730	6,000,000	15,635.03	938,102,322	15,700.94	942,056,591	3.450000	2043/7/30	2.02
フランス	国債証券	3 O.A.T 341125	5,500,000	16,056.51	883,108,287	16,044.08	882,424,412	3.000000	2034/11/25	1.89
スペイン	国債証券	0.8 SPAIN GOVT 290730	6,000,000	14,465.20	867,912,055	14,689.14	881,348,421	0.800000	2029/7/30	1.89
アメリカ	特殊債券	6 G2 MA9780 5407 MA9780	5,985,706.92	14,594.39	873,577,531	14,698.31	879,797,994	6.000000	2054/7/20	1.89
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 430215	7,000,000	12,377.85	866,449,830	12,384.35	866,905,159	3.125000	2043/2/15	1.86
中国	国債証券	2.33 CHINA GOVT 251215	35,000,000	2,056.07	719,626,490	2,061.44	721,507,343	2.330000	2025/12/15	1.55
ドイツ	国債証券	2.2 BUND 340215	4,500,000	15,913.47	716,106,292	15,977.46	718,985,949	2.200000	2034/2/15	1.54
ポーランド	国債証券	2.75 POLAND 291025	21,500,000	3,313.06	712,308,176	3,340.23	718,149,665	2.750000	2029/10/25	1.54

ド										
スペイン	国債証券	3.25 SPAIN GOVT 340430	4,000,000	16,010.50	640,420,326	16,300.56	652,022,705	3.250000	2034/4/30	1.40
スウェーデン	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	50,000,000	1,269.07	634,539,684	1,261.23	630,618,137	0.125000	2031/5/12	1.35
中国	国債証券	2.47 CHINA GOVT 540725	30,000,000	2,082.34	624,702,051	2,083.53	625,061,471	2.470000	2054/7/25	1.34
イギリス	国債証券	1.25 GILT 411022	5,100,000	12,061.39	615,131,074	11,977.86	610,871,217	1.250000	2041/10/22	1.31
アメリカ	特殊債券	2.172 EUROFIMA 350108	5,000,000	11,648.58	582,429,040	11,382.92	569,146,196	2.172000	2035/1/8	1.22
ベルギー	国債証券	2.85 BEL GOVT 341022	3,500,000	16,026.51	560,927,922	16,023.74	560,831,056	2.850000	2034/10/22	1.20
アメリカ	国債証券	3.375 T-NOTE 330515	4,000,000	13,867.99	554,719,753	13,982.25	559,290,000	3.375000	2033/5/15	1.20
中国	国債証券	2.67 CHINA GOVT 330525	25,000,000	2,040.57	510,142,997	2,122.98	530,746,032	2.670000	2033/5/25	1.14

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	89.08
特殊債券	7.61
社債券	0.32
合計	97.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

#### 投資状況

2024年8月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	8,674,600,118	74.00
	イギリス	625,562,739	5.34
	カナダ	353,708,807	3.02
	フランス	295,494,410	2.52
	オランダ	248,705,745	2.12
	ドイツ	187,391,139	1.60
	オーストラリア	148,230,172	1.26

	スペイン	117,387,242	1.00
	香港	107,985,292	0.92
	デンマーク	89,383,368	0.76
	ノルウェー	68,024,602	0.58
	フィンランド	31,374,902	0.27
	小計	10,947,848,536	93.39
投資証券	アメリカ	155,132,928	1.32
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	619,258,211	5.29
純資産総額		11,722,239,675	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### a 評価額上位30銘柄

2024年8月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	10,261	54,262.05	556,782,992	59,819.77	613,810,721	5.24
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	5,831	56,159.43	327,465,675	75,038.25	437,548,071	3.73
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	23,950	8,268.08	198,020,516	17,027.03	407,797,416	3.48
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	13,133	30,743.61	403,755,952	29,869.34	392,274,095	3.35
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	16,822	22,250.74	374,302,088	21,346.41	359,089,410	3.06
アメリカ	株式	SOFI TECHNOLOGIES INC	金融サービス	305,023	1,139.35	347,530,024	1,162.74	354,663,663	3.03
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	13,723	21,638.91	296,950,790	24,922.97	342,018,000	2.92
アメリカ	株式	SPROUTS FARMERS MARKET INC	生活必需品流通・小売り	22,470	12,661.84	284,511,687	14,847.79	333,629,886	2.85
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	9,415	28,911.32	272,200,140	33,273.59	313,270,869	2.67
アメリカ	株式	HEICO CORP-CLASS A	資本財	9,867	21,230.57	209,482,093	28,674.74	282,933,699	2.41
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	金融サービス	6,750	32,559.87	219,779,178	37,624.83	253,967,616	2.17
アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	金融サービス	3,362	60,791.86	204,382,246	73,862.48	248,325,658	2.12
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー	55,713	4,149.55	231,184,220	4,158.65	231,691,202	1.98

			ー・ライ フサイエ ンス						
アメリカ	株式	APPROVIN CORP-CLASS A	ソフトウ ェア・サ ービス	17,227	10,209.90	175,885,993	13,265.12	228,518,360	1.95
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウ ェア・サ ービス	1,821	98,520.47	179,405,780	120,367.89	219,189,939	1.87
イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS PLC	食品・飲 料・タバ コ	46,635	3,628.96	169,236,746	4,128.65	192,539,826	1.64
アメリカ	株式	UBER TECHNOLOGIES INC	運輸	16,189	10,572.72	171,161,841	10,460.35	169,342,638	1.44
アメリカ	株式	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	2,241	61,248.26	137,257,363	71,437.07	160,090,496	1.37
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	1,200	114,000.64	136,800,770	132,042.12	158,450,544	1.35
アメリカ	投資証券	BXP INC	ー	14,400	9,465.66	136,305,517	10,773.12	155,132,928	1.32
アメリカ	株式	VULCAN MATERIALS CO	素材	4,296	32,545.24	139,814,386	34,937.34	150,090,830	1.28
アメリカ	株式	ZOETIS INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	5,648	28,367.32	160,218,633	26,482.47	149,573,002	1.28
アメリカ	株式	INMODE LTD	ヘルスケ ア機器・ サービス	60,912	2,829.10	172,326,171	2,316.80	141,120,922	1.20
フランス	株式	THALES SA	資本財	5,722	23,315.72	133,412,558	24,266.54	138,853,199	1.18
カナダ	株式	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	銀行	16,400	7,088.15	116,245,704	8,324.21	136,517,159	1.16
カナダ	株式	MANULIFE FINANCIAL CORP	保険	34,100	3,395.47	115,785,684	3,962.99	135,138,054	1.15
アメリカ	株式	COTY INC-CL A	家庭用 品・パー ソナル用 品	99,638	1,717.13	171,091,901	1,339.39	133,455,137	1.14
アメリカ	株式	MODERNA INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	11,766	15,268.55	179,649,850	11,235.03	132,191,386	1.13
アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	1,860	47,230.86	87,849,407	70,542.21	131,208,522	1.12
アメリカ	株式	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	消費者サ ービス	5,338	19,966.55	106,581,471	24,158.43	128,957,710	1.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年8月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	3.33
	素材	3.34
	資本財	6.20

	運輸	2.39
	自動車・自動車部品	3.73
	耐久消費財・アパレル	1.62
	消費者サービス	3.45
	メディア・娯楽	6.67
	一般消費財・サービス流通・小売り	6.27
	生活必需品流通・小売り	3.10
	食品・飲料・タバコ	2.71
	家庭用品・パーソナル用品	1.76
	ヘルスケア機器・サービス	2.32
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.58
	銀行	2.12
	金融サービス	10.11
	保険	2.23
	ソフトウェア・サービス	10.07
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.67
	公益事業	2.26
	半導体・半導体製造装置	8.50
	不動産管理・開発	0.98
	小計	93.39
投資証券	—	1.32
合計		94.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

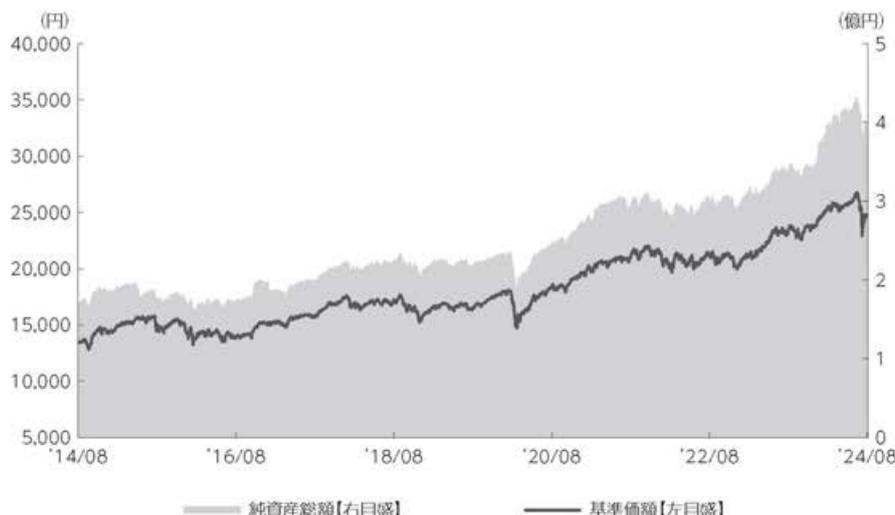
#### 《参考情報》



# 運用実績

2024年8月30日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2014年8月29日～2024年8月30日



●基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	24,826円
純資産総額	4.0億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2024年 8月	0円
2023年 8月	0円
2022年 8月	0円
2021年 8月	0円
2020年 8月	0円
2019年 8月	0円
設定来累計	0円

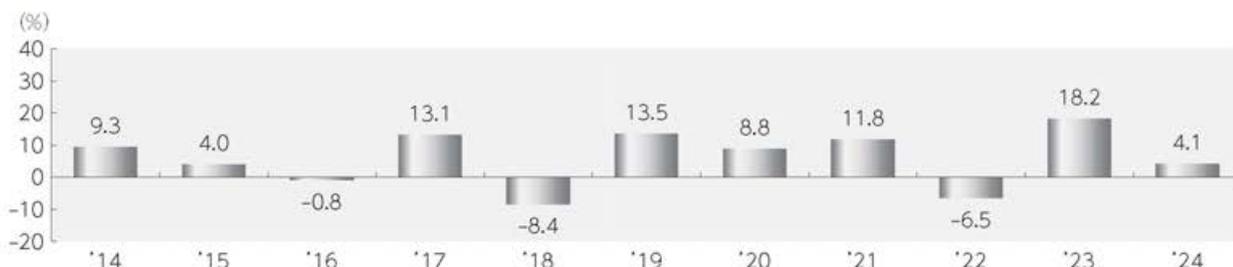
●分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	国・地域	比率
国内株式	33.4%	1 円	71.6%	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	1.5%
国内債券	30.5%	2 アメリカドル	20.1%	日立製作所	株式	電気機器	日本	1.4%
外国株式	20.6%	3 ユーロ	3.5%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.1%
外国債券	7.3%	4 イギリスポンド	1.7%	川崎重工業	株式	輸送用機器	日本	1.1%
		5 カナダドル	0.8%	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	日本	1.1%
		6 中国元	0.4%	第375回利付国債(10年)	債券	国債	日本	3.0%
		7 オーストラリアドル	0.4%	第364回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.9%
		8 ノルウェークローネ	0.3%	第363回利付国債(10年)	債券	国債	日本	0.8%
コールローン他 (負債控除後)	8.2%	9 ポーランドズロチ	0.3%	第183回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.7%
合計	100.0%	10 香港ドル	0.2%	第11回ロイズ・バンキング・グループ期間満額戻戻付	債券	社債	日本	0.7%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2024年は年初から8月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### ②申込単位

1円以上1円単位

#### ③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

#### ④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### ⑤申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### ⑥申込手数料

ありません。

#### ⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

#### ⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

#### ⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 2【換金（解約）手続等】

#### ①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原

価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券  
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債  
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。
- ・公社債等  
原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。  
残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。
- ・マザーファンド  
計算日における基準価額で評価します。
- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）  
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産  
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
- ・外国為替予約取引  
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
- ・市場デリバティブ取引  
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

## ②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

## ③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限（2001年10月18日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

## (4)【計算期間】

毎年8月15日から翌年8月14日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

### ①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

### ②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

### ③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

### ④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

### ⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

### ⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2023 年 8 月 15 日から 2024 年 8 月 14 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年10月23日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）の2023年8月15日から2024年8月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）の2024年8月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 [ 2023年8月14日現在 ]	第23期 [ 2024年8月14日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,737,048	22,643,646
親投資信託受益証券	330,698,092	374,309,220
未収入金	8,520,000	-
未収利息	-	131
流動資産合計	343,955,140	396,952,997
資産合計	343,955,140	396,952,997
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	11,343
未払受託者報酬	140,091	179,019
未払委託者報酬	2,486,662	3,177,498
未払利息	11	-
その他未払費用	6,240	7,999
流動負債合計	2,633,004	3,375,859
負債合計	2,633,004	3,375,859
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	146,727,724	161,999,655
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	194,594,412	231,577,483
（分配準備積立金）	107,568,285	108,775,150
元本等合計	341,322,136	393,577,138
純資産合計	341,322,136	393,577,138
負債純資産合計	343,955,140	396,952,997

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期 自 2022年8月16日 至 2023年8月14日	第23期 自 2023年8月15日 至 2024年8月14日
<b>営業収益</b>		
受取利息	75	4,279
有価証券売買等損益	33,957,019	20,231,128
営業収益合計	33,957,094	20,235,407
<b>営業費用</b>		
支払利息	5,490	1,481

受託者報酬	273,602	332,740
委託者報酬	4,856,421	5,905,994
その他費用	12,186	14,857
営業費用合計	5,147,699	6,255,072
営業利益又は営業損失(△)	28,809,395	13,980,335
経常利益又は経常損失(△)	28,809,395	13,980,335
当期純利益又は当期純損失(△)	28,809,395	13,980,335
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	334,272	1,663,498
期首剰余金又は期首欠損金(△)	161,149,091	194,594,412
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,189,469	46,833,954
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,189,469	46,833,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,219,271	22,167,720
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,219,271	22,167,720
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	194,594,412	231,577,483

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第22期 [2023年8月14日現在]	第23期 [2024年8月14日現在]
1. 期首元本額	142,894,976円	146,727,724円
期中追加設定元本額	19,124,939円	31,869,579円
期中一部解約元本額	15,292,191円	16,597,648円
2. 受益権の総数	146,727,724口	161,999,655口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2022年8月16日 至2023年8月14日			第23期 自2023年8月15日 至2024年8月14日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,629,165円	費用控除後の配当等収益額	A	3,809,051円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,845,958円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,507,786円
収益調整金額	C	106,661,620円	収益調整金額	C	140,146,113円
分配準備積立金額	D	79,093,162円	分配準備積立金額	D	96,458,313円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	214,229,905円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	248,921,263円
当ファンドの期末残存口数	F	146,727,724口	当ファンドの期末残存口数	F	161,999,655口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	14,600円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	15,365円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円

収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
---------	--------------	----	---------	--------------	----

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第22期 自 2022年 8月 16日 至 2023年 8月 14日	第23期 自 2023年 8月 15日 至 2024年 8月 14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第22期 [2023年 8月 14日現在]	第23期 [2024年 8月 14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第22期	第23期
----	------	------

	[2023年 8月 14日現在]	[2024年 8月 14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	32,743,954	16,205,632
合計	32,743,954	16,205,632

(デリバティブ取引に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第22期 [2023年 8月 14日現在]	第23期 [2024年 8月 14日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3262円 (23,262円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド	49,863,305	134,825,390	
	三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	91,049,016	125,310,760	
	三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド	15,575,469	84,521,840	
	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	7,675,303	29,651,230	
合計		164,163,093	374,309,220	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年8月14日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	599,402,969
国債証券	15,037,379,000
特殊債券	594,426,000
社債券	9,661,374,000
未収利息	58,885,821
前払費用	7,626,589
流動資産合計	25,959,094,379
資産合計	25,959,094,379
負債の部	
流動負債	
未払解約金	47,745,029
流動負債合計	47,745,029
負債合計	47,745,029
純資産の部	
元本等	
元本	18,827,117,231
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	7,084,232,119
元本等合計	25,911,349,350
純資産合計	25,911,349,350
負債純資産合計	25,959,094,379

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年8月14日現在]
1. 期首	2023年8月15日
期首元本額	19,672,302,271円
期中追加設定元本額	3,615,427,244円
期中一部解約元本額	4,460,612,284円

元本の内訳※	
国内債券セレクション（ラップ向け）	14,763,758,001 円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型）	147,736,724 円
三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定成長型）	243,348,659 円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型	483,628,145 円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型	455,414,702 円
三菱UFJ ライフプラン 25	498,683,697 円
三菱UFJ ライフプラン 50	725,106,522 円
三菱UFJ ライフプラン 75	244,651,287 円
三菱UFJ ライフプラン 50VA（適格機関投資家限定）	163,001,424 円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA（適格機関投資家限定）	18,146,317 円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA（適格機関投資家限定）	78,882,139 円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定型）	99,403,449 円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（安定成長型）	56,707,853 円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（成長型）	29,198,393 円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド（積極型）	48,663,987 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	15,044,234 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	12,142,654 円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定型）	119,782,521 円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（安定成長型）	176,156,151 円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）	91,049,016 円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（積極型）	91,726,009 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	134,377,519 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	130,507,828 円
合計	18,827,117,231 円
2. 受益権の総数	18,827,117,231 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 8 月 15 日 至 2024 年 8 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024 年 8 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しており

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	ます。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年 8月 14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	△199,512,100
特殊債券	△2,073,000
社債券	3,644,000
合計	△197,941,100

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年 8月 14日現在]
1口当たり純資産額	1.3763円
(1万口当たり純資産額)	(13,763円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第163回利付国債(5年)	360,000,000	360,507,600	
	第165回利付国債(5年)	600,000,000	597,942,000	
	第5回利付国債(40年)	70,000,000	70,000,000	
	第7回利付国債(40年)	130,000,000	119,961,400	

第15回利付国債（40年）	230,000,000	160,036,300	
第16回利付国債（40年）	170,000,000	129,674,300	
第17回利付国債（40年）	180,000,000	177,928,200	
第361回利付国債（10年）	220,000,000	214,915,800	
第362回利付国債（10年）	220,000,000	214,449,400	
第363回利付国債（10年）	710,000,000	690,510,500	
第364回利付国債（10年）	790,000,000	766,497,500	
第373回利付国債（10年）	200,000,000	197,206,000	
第374回利付国債（10年）	500,000,000	500,665,000	
第375回利付国債（10年）	1,550,000,000	1,591,710,500	
第23回利付国債（30年）	40,000,000	46,552,000	
第26回利付国債（30年）	50,000,000	57,668,500	
第28回利付国債（30年）	20,000,000	23,283,600	
第30回利付国債（30年）	60,000,000	68,070,000	
第31回利付国債（30年）	30,000,000	33,555,900	
第32回利付国債（30年）	50,000,000	56,446,000	
第33回利付国債（30年）	50,000,000	54,190,000	
第34回利付国債（30年）	70,000,000	77,645,400	
第36回利付国債（30年）	80,000,000	85,806,400	
第37回利付国債（30年）	60,000,000	63,235,800	
第39回利付国債（30年）	90,000,000	94,182,300	
第41回利付国債（30年）	120,000,000	121,146,000	
第42回利付国債（30年）	100,000,000	100,665,000	
第44回利付国債（30年）	50,000,000	50,075,000	
第45回利付国債（30年）	90,000,000	86,818,500	
第46回利付国債（30年）	130,000,000	124,984,600	
第47回利付国債（30年）	80,000,000	78,107,200	
第49回利付国債（30年）	130,000,000	121,604,600	
第50回利付国債（30年）	120,000,000	99,028,800	
第54回利付国債（30年）	260,000,000	211,117,400	
第58回利付国債（30年）	210,000,000	167,720,700	
第60回利付国債（30年）	150,000,000	121,782,000	
第74回利付国債（30年）	120,000,000	94,623,600	
第75回利付国債（30年）	80,000,000	67,977,600	
第76回利付国債（30年）	150,000,000	130,293,000	
第77回利付国債（30年）	630,000,000	573,003,900	

第80回利付国債(30年)		420,000,000	397,958,400	
第82回利付国債(30年)		10,000,000	9,452,400	
第83回利付国債(30年)		300,000,000	310,053,000	
第121回利付国債(20年)		60,000,000	65,202,600	
第123回利付国債(20年)		110,000,000	121,201,300	
第140回利付国債(20年)		160,000,000	173,592,000	
第141回利付国債(20年)		90,000,000	97,637,400	
第143回利付国債(20年)		200,000,000	215,376,000	
第145回利付国債(20年)		190,000,000	206,256,400	
第146回利付国債(20年)		200,000,000	217,106,000	
第147回利付国債(20年)		160,000,000	172,180,800	
第150回利付国債(20年)		160,000,000	168,654,400	
第151回利付国債(20年)		200,000,000	206,558,000	
第152回利付国債(20年)		300,000,000	309,153,000	
第153回利付国債(20年)		250,000,000	259,625,000	
第154回利付国債(20年)		420,000,000	430,974,600	
第155回利付国債(20年)		150,000,000	150,382,500	
第160回利付国債(20年)		490,000,000	467,283,600	
第166回利付国債(20年)		450,000,000	418,824,000	
第180回利付国債(20年)		140,000,000	124,280,800	
第182回利付国債(20年)		150,000,000	139,180,500	
第183回利付国債(20年)		630,000,000	612,561,600	
第184回利付国債(20年)		160,000,000	147,268,800	
第186回利付国債(20年)		330,000,000	323,043,600	
第188回利付国債(20年)		300,000,000	296,898,000	
第189回利付国債(20年)		380,000,000	395,086,000	
国債証券 合計		15,360,000,000	15,037,379,000	
特殊債券	い第863号商工債券	300,000,000	297,048,000	
	い第871号商工債券	200,000,000	198,054,000	
	い第872号商工債券	100,000,000	99,324,000	
特殊債券 合計		600,000,000	594,426,000	
社債券	第35回フランス相互信用連合銀行	200,000,000	197,924,000	
	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還条項付	100,000,000	98,511,000	
	第14回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	100,000,000	99,292,000	
	第11回クレディ・アグリコル・エス・エー(2022)	200,000,000	201,130,000	

第9回マラヤン・バンキング	200,000,000	199,564,000	
第7回エイチエスビーシー・ホールディングス期限前償還条項付	100,000,000	100,485,000	
第10回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	200,000,000	201,188,000	
第11回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還条項付	600,000,000	606,252,000	
第6回フランス電力	200,000,000	199,384,000	
第2回積水ハウス利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	100,000,000	100,905,000	
BARCLAYS PLC	100,000,000	99,689,000	
第1回住友生命第4回劣後ローン永久債利払繰延・任意償還条項付	100,000,000	100,347,000	
第11回サントリーホールディングス	200,000,000	198,196,000	
第14回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	99,636,000	
第3回日本酸素ホールディングス	100,000,000	99,530,000	
第1回武田薬品工業利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	100,000,000	100,102,000	
第12回ヤフー	100,000,000	98,802,000	
第16回Zホールディングス	100,000,000	99,848,000	
第19回Zホールディングス	100,000,000	98,769,000	
第1回住友生命2023基金	100,000,000	98,954,000	
第2回パナソニック利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	200,000,000	195,014,000	
第47回IHI	100,000,000	99,736,000	
第25回JA三井リース	100,000,000	99,509,000	
第27回JA三井リース	100,000,000	99,441,000	
第28回JA三井リース	200,000,000	198,446,000	
第9回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	99,659,000	
第25回トヨタ自動車	100,000,000	99,380,000	
第1回日本生命2021基金劣後特約付	100,000,000	99,121,000	
第116回丸紅	100,000,000	99,443,000	
第24回イオン(サステナビリティ)	100,000,000	99,158,000	
第19回みずほフィナンシャルグループ永久債任意償還条項付	100,000,000	100,590,000	
第40回芙蓉総合リース(サステナビリティ)	100,000,000	99,682,000	
第41回芙蓉総合リース(サステナビリティ)	100,000,000	100,169,000	
第16回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	99,556,000	
第56回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	99,207,000	
第58回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	99,527,000	

第80回ホンダファイナンス	100,000,000	99,475,000	
第34回SBIホールディングス	500,000,000	497,855,000	
第100回トヨタファイナンス	100,000,000	99,625,000	
第42回リコーリース	200,000,000	198,456,000	
第43回リコーリース (サステナビリティ)	100,000,000	99,925,000	
第44回リコーリース	100,000,000	100,555,000	
第16回イオンフィナンシャルサービス	200,000,000	199,314,000	
第79回アコム	100,000,000	99,889,000	
第81回アコム	100,000,000	98,851,000	
第85回アコム	200,000,000	198,972,000	
第36回大和証券グループ本社	100,000,000	99,178,000	
第40回大和証券グループ本社	100,000,000	99,691,000	
第44回大和証券グループ本社 (グリーン)	100,000,000	99,621,000	
第3回野村ホールディングス	100,000,000	98,832,000	
第7回野村ホールディングス	100,000,000	99,641,000	
第8回野村ホールディングス	100,000,000	99,539,000	
第83回三井不動産 (グリーン)	200,000,000	195,204,000	
第142回三菱地所 (サステナビリティ)	400,000,000	397,116,000	
第37回イオンモール (グリーン)	100,000,000	100,233,000	
第2回ソフトバンク	100,000,000	99,858,000	
第8回ソフトバンク	100,000,000	99,571,000	
第11回ソフトバンク	100,000,000	99,231,000	
第1回関西電力利払繰延・期限前償還条項・劣後特約付	200,000,000	198,382,000	
第500回関西電力	100,000,000	99,832,000	
第540回関西電力	200,000,000	197,950,000	
第447回中国電力	200,000,000	198,562,000	
第84回電源開発	100,000,000	100,411,000	
第34回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,127,000	
第38回東京電力パワーグリッド	100,000,000	99,967,000	
第68回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,266,000	
第71回東京電力パワーグリッド	100,000,000	100,122,000	
第51回大阪ガス	100,000,000	98,183,000	
第4回ファーストリテイリング	200,000,000	200,794,000	
社債券 合計	9,700,000,000	9,661,374,000	
合計	25,660,000,000	25,293,179,000	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

### 貸借対照表

(単位：円)

[2024年8月14日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	85,147,250
株式	7,748,538,060
未収入金	65,643,230
未収配当金	14,943,600
未収利息	495
流動資産合計	7,914,272,635
資産合計	7,914,272,635
負債の部	
流動負債	
未払金	41,917,647
未払解約金	12,407,372
流動負債合計	54,325,019
負債合計	54,325,019
純資産の部	
元本等	
元本	2,906,901,795
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	4,953,045,821
元本等合計	7,859,947,616
純資産合計	7,859,947,616
負債純資産合計	7,914,272,635

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2024年8月14日現在]
1. 期首	2023年8月15日
期首元本額	3,140,662,178円
期中追加設定元本額	680,718,620円
期中一部解約元本額	914,479,003円
元本の内訳※	
三菱UFJ 日本株式オープン	845,668,101円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式20型	153,348,777円
三菱UFJ 日本バランスオープン 株式40型	379,544,937円
三菱UFJ ライフプラン 25	68,179,393円
三菱UFJ ライフプラン 50	336,436,594円
三菱UFJ ライフプラン 75	452,343,661円
三菱UFJ 日本株式オープンVA (適格機関投資家限定)	142,025,986円
三菱UFJ ライフプラン 50VA (適格機関投資家限定)	75,629,733円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA (適格機関投資家限定)	7,018,458円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA (適格機関投資家限定)	91,527,935円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定型)	17,019,762円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定成長型)	20,244,726円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (成長型)	15,986,696円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (積極型)	36,127,523円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	2,724,255円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	3,267,246円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (安定型)	20,510,448円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (安定成長型)	62,881,661円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (成長型)	49,863,305円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (積極型)	68,131,844円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	23,318,549円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	35,102,205円
合計	2,906,901,795円
2. 受益権の総数	2,906,901,795口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年8月15日 至 2024年8月14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年8月14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年8月14日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		△534,111,092
合計		△534,111,092

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年8月14日現在]
1口当たり純資産額	2.7039円
(1万口当たり純資産額)	(27,039円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1820	西松建設	26,800	4,686.00	125,584,800	
1950	日本電設工業	50,700	1,750.00	88,725,000	
2264	森永乳業	24,600	3,262.00	80,245,200	
2875	東洋水産	9,500	9,129.00	86,725,500	
3597	自重堂	17,800	9,800.00	174,440,000	
4046	大阪ソーダ	22,100	8,570.00	189,397,000	
4188	三菱ケミカルグループ	112,600	834.00	93,908,400	

8113	ユニ・チャーム	35,500	4,955.00	175,902,500	
4568	第一三共	35,200	5,764.00	202,892,800	
5021	コスモエネルギーホールディングス	8,300	7,653.00	63,519,900	
5401	日本製鉄	23,200	3,209.00	74,448,800	
5711	三菱マテリアル	32,500	2,500.00	81,250,000	
5959	岡部	166,600	744.00	123,950,400	
6113	アマダ	54,600	1,502.50	82,036,500	
6165	パンチ工業	183,300	430.00	78,819,000	
6226	守谷輸送機工業	60,600	1,507.00	91,324,200	
6419	マースグループホールディングス	11,500	3,465.00	39,847,500	
6465	ホシザキ	32,000	4,635.00	148,320,000	
6490	PILLAR	19,800	4,455.00	88,209,000	
6501	日立製作所	94,800	3,423.00	324,500,400	
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	58,600	2,435.00	142,691,000	
6676	メルコホールディングス	36,900	2,924.00	107,895,600	
6723	ルネサスエレクトロニクス	71,600	2,283.00	163,462,800	
6794	フォスター電機	35,600	1,442.00	51,335,200	
6857	アドバンテスト	15,500	6,298.00	97,619,000	
6957	芝浦電子	39,800	3,085.00	122,783,000	
6958	日本シイエムケイ	285,900	447.00	127,797,300	
6976	太陽誘電	20,000	3,706.00	74,120,000	
6981	村田製作所	47,400	2,948.00	139,735,200	
8035	東京エレクトロン	6,900	27,225.00	187,852,500	
7012	川崎重工業	51,800	4,513.00	233,773,400	
7203	トヨタ自動車	105,100	2,616.00	274,941,600	
7278	エクセディ	6,800	2,971.00	20,202,800	
7299	フジオーゼックス	76,500	1,181.00	90,346,500	
7318	セレンディップ・ホールディングス	92,400	1,278.00	118,087,200	
7780	メニコン	79,000	1,334.00	105,386,000	
7911	TOPPANホールディングス	31,700	3,990.00	126,483,000	
9009	京成電鉄	11,500	4,254.00	48,921,000	
3663	セルシス	142,800	824.00	117,667,200	
9697	カプコン	65,300	2,982.00	194,724,600	
9984	ソフトバンクグループ	30,100	8,014.00	241,221,400	
8031	三井物産	60,600	3,005.00	182,103,000	
8058	三菱商事	79,300	2,891.00	229,256,300	

3563	FOOD & LIFE COMPANIE	54,300	2,383.00	129,396,900
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	234,800	1,457.50	342,221,000
8308	りそなホールディングス	200,500	963.10	193,101,550
7388	FPパートナー	58,300	2,830.00	164,989,000
8750	第一生命ホールディングス	25,200	3,959.00	99,766,800
8766	東京海上ホールディングス	32,500	5,413.00	175,922,500
8802	三菱地所	36,000	2,321.00	83,556,000
2148	アイティメディア	29,500	1,695.00	50,002,500
4661	オリエンタルランド	50,700	3,949.00	200,214,300
4751	サイバーエージェント	181,700	927.80	168,581,260
4755	楽天グループ	196,900	868.50	171,007,650
9163	ナレックスグループ	37,900	2,479.00	93,954,100
9229	サンウェルズ	43,500	2,462.00	107,097,000
9621	建設技術研究所	35,000	4,465.00	156,275,000
	合 計	3,689,900		7,748,538,060

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年8月14日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,026,695,343
コール・ローン	269,490,738
国債証券	41,090,194,809
特殊債券	3,602,599,224
社債券	151,223,731
未収入金	4,690,320
未収利息	346,711,427
前払費用	102,476,981
流動資産合計	46,594,082,573

資産合計	46,594,082,573
負債の部	
流動負債	
未払解約金	18,491,595
流動負債合計	18,491,595
負債合計	18,491,595
純資産の部	
元本等	
元本	12,056,359,874
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	34,519,231,104
元本等合計	46,575,590,978
純資産合計	46,575,590,978
負債純資産合計	46,594,082,573

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

	[2024年8月14日現在]
1. 期首	2023年8月15日
期首元本額	13,610,001,938円
期中追加設定元本額	914,633,470円
期中一部解約元本額	2,468,275,534円
元本の内訳※	
三菱UFJ バランスインカムオープン(毎月決算型)	2,443,587,619円
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	614,776,010円
三菱UFJ ライフプラン 25	36,032,323円
三菱UFJ ライフプラン 50	93,402,774円
三菱UFJ ライフプラン 75	49,136,658円
三菱UFJ 海外債券オープン	4,774,734,768円
三菱UFJ 海外債券オープン(3ヵ月決算型)	3,432,058,907円
三菱UFJ ライフプラン 50VA(適格機関投資家限定)	20,986,442円
三菱UFJ 海外債券オープンVA(適格機関投資家限定)	33,871,219円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA(適格機関投資家限定)	25,051,154円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA(適格機関投資家限定)	108,882,830円
三菱UFJ 国際 海外債券オープン(適格機関投資家限定)	286,725,873円
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	25,706,003円

三菱UFJ グローバルバランス (安定型)	17,235,416 円
三菱UFJ グローバルバランスVA	602,719 円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定型)	4,756,818 円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定成長型)	3,665,053 円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (成長型)	2,462,811 円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (積極型)	1,691,570 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	760,575 円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	688,872 円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (安定型)	5,734,862 円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (安定成長型)	11,385,991 円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (成長型)	7,675,303 円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (積極型)	3,187,662 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	6,516,841 円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	7,396,817 円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型	6,523,761 円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型	12,571,261 円
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型	18,550,962 円
合計	12,056,359,874 円
2. 受益権の総数	12,056,359,874 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 8 月 15 日 至 2024 年 8 月 14 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024 年 8 月 14 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年 8月 14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	755,267,870
特殊債券	44,237,041
社債券	△1,944,245
合計	797,560,666

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年 8月 14日現在]
1口当たり純資産額	3.8632円
(1万口当たり純資産額)	(38,632円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	1.25 T-NOTE 261130	14,500,000.00	13,675,312.50	
		1.875 T-NOTE 290228	19,000,000.00	17,560,156.25	
		2.875 T-NOTE 280815	20,000,000.00	19,375,000.00	
		3.125 T-BOND 430215	7,000,000.00	5,998,398.42	
		3.125 T-BOND 440815	8,000,000.00	6,764,843.76	
		3.375 T-NOTE 330515	4,000,000.00	3,863,750.00	
		3.5 T-NOTE 330215	9,500,000.00	9,276,044.91	
		3.625 T-NOTE 300331	18,000,000.00	17,914,570.38	
		4 T-NOTE 310131	1,500,000.00	1,522,675.78	

		4 T-NOTE 340215	1,500,000.00	1,517,929.68	
		4.375 T-NOTE 340515	8,000,000.00	8,338,750.00	
		4.75 T-BOND 531115	10,500,000.00	11,550,820.25	
	国債証券 小計		121,500,000.00	117,358,251.93 (17,265,746,023)	
	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000.00	8,509,640.40	
		2.172 EUROFIMA 350108	5,000,000.00	3,931,873.35	
		5.5 G2 MA954 5403 MA9541	2,955,996.09	2,973,066.11	
		5.5 G2 MA972 5406 MA9725	2,986,913.07	3,004,161.62	
		6 G2 MA9780 5407 MA9780	5,985,706.92	6,068,746.45	
	特殊債券 小計		26,928,616.08	24,487,487.93 (3,602,599,224)	
	社債券	7 IBM CORP 251030	1,000,000.00	1,027,893.77	
	社債券 小計		1,000,000.00	1,027,893.77 (151,223,731)	
アメリカドル合計			149,428,616.08	142,873,633.63 (21,019,568,978)	
カナダドル	国債証券	2 CAN GOVT 511201	1,200,000.00	949,023.55	
		2.75 CAN GOVT 330601	3,200,000.00	3,139,390.43	
		3.5 CAN GOVT 280301	2,000,000.00	2,036,304.56	
		3.75 CAN GOVT 250501	1,600,000.00	1,598,086.92	
カナダドル合計			8,000,000.00	7,722,805.46 (828,811,481)	
オーストラリアドル	国債証券	2.25 AUST GOVT 280521	1,200,000.00	1,142,798.40	
		3.25 AUST GOVT 290421	2,500,000.00	2,455,925.00	
		3.75 AUST GOVT 340521	1,500,000.00	1,469,572.50	
		4.75 AUST GOVT 540621	1,000,000.00	1,039,237.00	
オーストラリアドル合計			6,200,000.00	6,107,532.90 (596,644,889)	
イギリスポンド	国債証券	0.25 GILT 250131	2,600,000.00	2,553,569.20	
		0.625 GILT 350731	2,300,000.00	1,628,130.90	
		1.25 GILT 411022	5,100,000.00	3,240,132.00	
		1.25 GILT 510731	4,400,000.00	2,228,969.60	
		1.625 GILT 281022	1,100,000.00	1,015,939.10	
		3.75 GILT 531022	1,400,000.00	1,241,660.00	
		4.625 GILT 340131	5,600,000.00	5,931,460.08	

イギリスポンド合計			22,500,000.00	17,839,860.88 (3,376,728,867)
シンガポ ールドル	国債証券	1.625 SINGAPORGOV 310701	600,000.00	556,800.85
		2.75 SINGAPORGOVT 460301	500,000.00	490,207.50
		2.875SINGAPORGOVT 300901	500,000.00	503,250.00
シンガポールドル合計			1,600,000.00	1,550,258.35 (173,179,360)
マレーシ アリンギ ット	国債証券	3.882 MALAYSIAGOV 250314	2,500,000.00	2,511,250.50
		3.899 MALAYSIAGOV 271116	1,500,000.00	1,525,010.85
		4.065 MALAYSIAGOV 500615	500,000.00	493,621.32
		4.457 MALAYSIAGOV 530331	500,000.00	524,909.15
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	2,600,000.00	2,905,966.44
マレーシアリンギット合計			7,600,000.00	7,960,758.26 (264,377,577)
ニュージ ーランド ドル	国債証券	2.75 NZ GOVT 250415	200,000.00	197,212.92
		3.5 NZ GOVT 330414	2,000,000.00	1,899,217.02
ニューージーランドドル合計			2,200,000.00	2,096,429.94 (187,546,622)
スウェー デンクロ ーネ	国債証券	0.75 SWD GOVT 280512	19,000,000.00	18,339,400.97
		1 SWD GOVT 261112	1,000,000.00	981,229.25
		1.75 SWD GOVT 331111	21,500,000.00	21,359,767.11
スウェーデンクローネ合計			41,500,000.00	40,680,397.33 (571,966,386)
ノルウェ ークロー ーネ	国債証券	1.375 NORWE GOVT 300819	35,000,000.00	31,538,809.75
		1.5 NORWE GOVT 260219	13,500,000.00	13,085,116.24
		1.75 NORWE GOVT 290906	20,000,000.00	18,668,222.00
		2.125 NORWE GOVT 320518	1,500,000.00	1,384,939.50
		3 NORWE GOVT 330815	2,300,000.00	2,247,393.18
		3.625 NORWE GOVT 340413	20,000,000.00	20,494,002.00
ノルウェークローネ合計			92,300,000.00	87,418,482.67 (1,197,633,212)
メキシコ ペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 241205	10,000,000.00	9,993,407.30
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	20,000,000.00	19,059,289.80
		7.75 MEXICAN BONO 310529	80,000,000.00	73,703,252.80
		7.75 MEXICAN BONO 341123	40,000,000.00	35,794,620.40
		8.5 MEXICAN BONOS 290301	25,000,000.00	24,120,500.00

		8. 5 MEXICAN BONOS 381118	25,000,000.00	23,022,846.00	
メキシコペソ合計			200,000,000.00	185,693,916.30 (1,438,663,616)	
イスラエル シケル	国債証券	1 ISRAEL FIXED BO 300331	3,000,000.00	2,505,000.00	
		1. 3 ISRAEL FIXED 320430	2,000,000.00	1,588,800.00	
イスラエルシケル合計			5,000,000.00	4,093,800.00 (161,525,382)	
ポーランド ズロチ	国債証券	2. 75 POLAND 291025	21,500,000.00	19,445,003.12	
		3. 75 POLAND 270525	26,900,000.00	26,167,916.50	
		6 POLAND 331025	5,000,000.00	5,328,387.50	
ポーランドズロチ合計			53,400,000.00	50,941,307.12 (1,921,215,739)	
中国元	国債証券	2. 33 CHINA GOVT 251215	65,000,000.00	65,722,533.50	
		2. 62 CHINA GOVT 290925	8,000,000.00	8,295,588.80	
		2. 67 CHINA GOVT 330525	25,000,000.00	25,977,632.50	
		3. 19 CHINA GOVT 530415	17,000,000.00	19,730,866.40	
中国元合計			115,000,000.00	119,726,621.20 (2,461,124,370)	
ユーロ	国債証券	0 0. A. T 320525	3,400,000.00	2,761,629.60	
		0. 25 ITALY GOVT 280315	8,000,000.00	7,307,996.00	
		0. 35 IRISH GOVT 321018	800,000.00	676,242.00	
		0. 5 NETH GOVT 320715	2,900,000.00	2,513,389.02	
		0. 8 SPAIN GOVT 290730	6,000,000.00	5,504,577.00	
		1 BEL GOVT 310622	900,000.00	814,468.50	
		1 SPAIN GOVT 501031	5,000,000.00	2,852,105.00	
		1. 7 BEL GOVT 500622	200,000.00	145,811.40	
		2. 15 ITALY GOVT 520901	5,300,000.00	3,632,355.00	
		2. 2 BUND 340215	1,500,000.00	1,506,369.00	
		2. 5 BUND 540815	800,000.00	814,232.56	
		2. 5 NETH GOVT 330715	2,900,000.00	2,916,566.25	
		2. 5 O. A. T 260924	2,500,000.00	2,496,193.75	
		3. 25 O. A. T 550525	2,000,000.00	1,925,048.00	
		3. 25 SPAIN GOVT 340430	4,000,000.00	4,092,194.80	
		3. 45 SPAIN GOVT 430730	6,000,000.00	5,950,254.00	
4. 4 ITALY GOVT 330501	13,900,000.00	14,955,983.00			
4. 5 ITALY GOVT 531001	2,000,000.00	2,110,850.00			

	4.9 SPAIN GOVT 400730	2,400,000.00	2,843,504.40
ユーロ合計		70,500,000.00	65,819,769.28 (10,645,031,285)
	合計		44,844,017,764 (44,844,017,764)

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

#### 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 12 銘柄	82.14%	38.50%
	特殊債券 5 銘柄	17.14%	8.03%
	社債券 1 銘柄	0.72%	0.34%
カナダドル	国債証券 4 銘柄	100.00%	1.85%
オーストラリアドル	国債証券 4 銘柄	100.00%	1.33%
イギリスポンド	国債証券 7 銘柄	100.00%	7.53%
シンガポールドル	国債証券 3 銘柄	100.00%	0.39%
マレーシアリングgit	国債証券 5 銘柄	100.00%	0.59%
ニュージーランドドル	国債証券 2 銘柄	100.00%	0.42%
スウェーデンクローネ	国債証券 3 銘柄	100.00%	1.28%
ノルウェークローネ	国債証券 6 銘柄	100.00%	2.67%
メキシコペソ	国債証券 6 銘柄	100.00%	3.21%
イスラエルシェケル	国債証券 2 銘柄	100.00%	0.36%
ポーランドズロチ	国債証券 3 銘柄	100.00%	4.28%
中国元	国債証券 4 銘柄	100.00%	5.49%
ユーロ	国債証券 19 銘柄	100.00%	23.74%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

#### 貸借対照表

(単位: 円)

[2024年8月14日現在]

資産の部

流動資産	
預金	315,482,215
コール・ローン	386,561,404
株式	10,555,044,108
投資証券	145,839,467
未収配当金	4,134,765
未収利息	2,250
流動資産合計	11,407,064,209
資産合計	11,407,064,209
負債の部	
流動負債	
未払金	111,838,130
未払解約金	20,661,153
流動負債合計	132,499,283
負債合計	132,499,283
純資産の部	
元本等	
元本	2,077,643,637
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	9,196,921,289
元本等合計	11,274,564,926
純資産合計	11,274,564,926
負債純資産合計	11,407,064,209

## 注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

	[2024年8月14日現在]
1. 期首	2023年8月15日
期首元本額	1,787,247,948円
期中追加設定元本額	727,788,490円
期中一部解約元本額	437,392,801円
元本の内訳※	
海外株式セレクション(ラップ向け)	716,224,078円
外国株式アクティブファンドセレクション(ラップ専用)	208,557,732円
三菱UFJ ライフプラン 25	23,502,803円

三菱UFJ ライフプラン 50	116,395,624円
三菱UFJ ライフプラン 75	156,707,861円
三菱UFJ 海外株式オープン	509,788,194円
三菱UFJ 海外株式オープンVA (適格機関投資家限定)	144,701,946円
三菱UFJ ライフプラン 50VA (適格機関投資家限定)	26,152,806円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA (適格機関投資家限定)	3,550,620円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA (適格機関投資家限定)	46,308,930円
アドバンスト・バランスI (FOFs用) (適格機関投資家限定)	2,095,463円
アドバンスト・バランスII (FOFs用) (適格機関投資家限定)	14,845,288円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定型)	5,072,275円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定成長型)	5,672,056円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (成長型)	4,996,343円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (積極型)	12,149,478円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	812,392円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	934,204円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (安定型)	6,112,465円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (安定成長型)	17,618,329円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (成長型)	15,575,469円
三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド (積極型)	22,895,956円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	6,948,078円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2040	10,025,247円
合計	2,077,643,637円
2. 受益権の総数	2,077,643,637口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年 8月 15日 至 2024年 8月 14日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024年 8月 14日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しており

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	ます。
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2024年 8月 14日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	151,890,097
投資証券	7,350,050
合計	159,240,147

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2024年 8月 14日現在]
1口当たり純資産額	5.4266円
(1万口当たり純資産額)	(54,266円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	CHEVRON CORP	16,822	144.15	2,424,891.30	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	8,569	41.89	358,955.41	
	VULCAN MATERIALS CO	4,296	243.84	1,047,536.64	
	HEICO CORP-CLASS A	9,867	183.55	1,811,087.85	
	NEXTRACKER INC-CL A	16,886	39.11	660,411.46	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	2,157	260.25	561,359.25	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	26,740	25.42	679,730.80	

UBER TECHNOLOGIES INC	10,739	71.06	763,113.34
MOBILEYE GLOBAL INC-A	22,000	14.84	326,480.00
TESLA INC	13,133	207.83	2,729,431.39
BRINKER INTERNATIONAL INC	6,233	70.40	438,803.20
DRAFTKINGS INC-CL A	23,326	31.44	733,369.44
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	5,338	154.58	825,148.04
META PLATFORMS INC-CLASS A	5,831	528.54	3,081,916.74
REDDIT INC-CL A	12,625	54.52	688,315.00
AMAZON.COM INC	15,983	170.23	2,720,786.09
GIGACLOUD TECHNOLOGY INC - A	42,383	23.17	982,014.11
ULTA BEAUTY INC	1,799	331.56	596,476.44
SPROUTS FARMERS MARKET INC	22,470	95.62	2,148,581.40
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	12,173	70.34	856,248.82
COTY INC-CL A	99,638	9.15	911,687.70
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,770	91.92	254,618.40
INMODE LTD	60,912	16.05	977,637.60
INTUITIVE SURGICAL INC	1,860	469.23	872,767.80
ELI LILLY & CO	920	908.05	835,406.00
MODERNA INC	11,766	82.90	975,401.40
PFIZER INC	55,713	28.85	1,607,320.05
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	2,241	467.59	1,047,869.19
ZOETIS INC	5,648	188.38	1,063,970.24
COMERICA INC	13,673	54.46	744,631.58
AMERICAN EXPRESS CO	6,750	238.99	1,613,182.50
BLUE OWL CAPITAL INC	35,460	17.30	613,458.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	3,362	491.94	1,653,902.28
S&P GLOBAL INC	1,541	489.69	754,612.29
SOFI TECHNOLOGIES INC	305,023	6.64	2,025,352.72
APPROVIN CORP-CLASS A	17,227	79.79	1,374,542.33
CADENCE DESIGN SYS INC	1,889	271.41	512,693.49
MICROSOFT CORP	10,261	414.01	4,248,156.61
SERVICENOW INC	1,821	818.80	1,491,034.80
APPLE INC	8,355	221.27	1,848,710.85
CONSTELLATION ENERGY	2,460	189.41	465,948.60
SEMPRA	9,577	78.51	751,890.27
ALLEGRO MICROSYSTEMS INC	27,150	23.28	632,052.00

	AXCELIS TECHNOLOGIES INC	3,713	112.66	418,306.58
	MICRON TECHNOLOGY INC	5,640	97.44	549,561.60
	NVIDIA CORP	23,950	116.14	2,781,553.00
	QUALCOMM INC	3,810	169.47	645,680.70
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	4,240	172.34	730,721.60
	COSTAR GROUP INC	14,542	73.17	1,064,038.14
	アメリカドル 小計	1,021,282		57,901,365.04 (8,518,448,824)
カナダドル	DOLLARAMA INC	5,700	130.41	743,337.00
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	16,400	70.12	1,149,968.00
	MANULIFE FINANCIAL CORP	34,100	34.89	1,189,749.00
	カナダドル 小計	56,200		3,083,054.00 (330,873,355)
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	28,136	40.75	1,146,542.00
	IDP EDUCATION LTD	22,840	14.68	335,291.20
	オーストラリアドル 小計	50,976		1,481,833.20 (144,760,285)
イギリスポンド	CRODA INTERNATIONAL PLC	9,562	38.41	367,276.42
	ASHTED GROUP PLC	5,306	51.72	274,426.32
	AUTO TRADER GROUP PLC	53,067	7.98	423,580.79
	B&M EUROPEAN VALUE RETAIL SA	108,958	4.46	486,170.59
	IMPERIAL BRANDS PLC	46,635	21.48	1,001,719.80
	AVIVA PLC	130,934	4.88	639,743.52
	イギリスポンド 小計	354,462		3,192,917.44 (604,355,413)
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	15,400	378.60	5,830,440.00
	香港ドル 小計	15,400		5,830,440.00 (110,137,011)
ノルウェークローネ	AUTOSTORE HOLDINGS LTD	445,207	12.71	5,658,580.97
	ノルウェークローネ 小計	445,207		5,658,580.97 (77,522,559)
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	4,506	914.30	4,119,835.80
	デンマーククローネ 小計	4,506		4,119,835.80 (89,276,841)
ユーロ	NESTE OYJ	8,954	19.36	173,349.44

	THALES SA	3,822	148.00	565,656.00	
	HERMES INTERNATIONAL	320	2,035.00	651,200.00	
	HUGO BOSS AG -ORD	12,762	37.26	475,512.12	
	SCOUT24 SE	3,850	69.00	265,650.00	
	HELLOFRESH SE	25,471	6.44	164,084.18	
	BEIERSDORF AG	1,713	123.70	211,898.10	
	ADYEN NV	420	1,134.40	476,448.00	
	DASSAULT SYSTEMES SE	8,084	33.56	271,299.04	
	ASML HOLDING NV	1,200	789.50	947,400.00	
	ユーロ 小計	66,596		4,202,496.88 (679,669,820)	
	合 計	2,014,629		10,555,044,108 (10,555,044,108)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	BXP INC	14,400	991,296.00	
アメリカドル合計			14,400	991,296.00 (145,839,467)	
合 計				145,839,467 (145,839,467)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

## 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 49 銘柄	98.32%	—	79.61%
	投資証券 1 銘柄	—	1.68%	1.36%
カナダドル	株式 3 銘柄	100.00%	—	3.09%
オーストラリアドル	株式 2 銘柄	100.00%	—	1.35%
イギリスポンド	株式 6 銘柄	100.00%	—	5.65%
香港ドル	株式 1 銘柄	100.00%	—	1.03%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	100.00%	—	0.72%

デンマーククローネ	株式	1 銘柄	100.00%	—	0.83%
ユーロ	株式	10 銘柄	100.00%	—	6.35%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）】

#### 【純資産額計算書】

2024年8月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	400,303,885
II 負債総額	301,032
III 純資産総額（I - II）	400,002,853
IV 発行済口数	161,124,829口
V 1口当たり純資産価額（III/IV）	2.4826
（10,000口当たり）	（24,826）

（参考）

### 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド

#### 純資産額計算書

2024年8月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	26,920,024,390
II 負債総額	193,446,146
III 純資産総額（I - II）	26,726,578,244
IV 発行済口数	19,521,522,841口
V 1口当たり純資産価額（III/IV）	1.3691
（10,000口当たり）	（13,691）

### 三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド

#### 純資産額計算書

2024年8月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	8,378,304,447
II 負債総額	27,960,644
III 純資産総額 (I - II)	8,350,343,803
IV 発行済口数	2,904,541,438口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.8749
(10,000口当たり)	(28,749)

#### 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

##### 純資産額計算書

2024年8月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	50,500,821,753
II 負債総額	3,877,505,219
III 純資産総額 (I - II)	46,623,316,534
IV 発行済口数	12,224,667,296口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	3.8139
(10,000口当たり)	(38,139)

#### 三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド

##### 純資産額計算書

2024年8月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	11,731,026,135
II 負債総額	8,786,460
III 純資産総額 (I - II)	11,722,239,675
IV 発行済口数	2,123,126,458口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	5.5212
(10,000口当たり)	(55,212)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の

再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に

に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年8月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	826	36,181,337
追加型公社債投資信託	16	1,516,173
単位型株式投資信託	92	396,293
単位型公社債投資信託	46	102,306

合 計	980	38,196,110
-----	-----	------------

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)		第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507, 559	807, 451
未払金		
未払収益分配金	114, 094	105, 550
未払償還金	7, 418	43, 553
未払手数料	※2 6, 139, 595	※2 7, 523, 485
その他未払金	※2 955, 697	※2 885, 002
未払費用	※2 5, 778, 896	※2 8, 611, 140
未払消費税等	439, 657	623, 219
未払法人税等	2, 375, 281	2, 235, 007
賞与引当金	849, 840	1, 182, 242
役員賞与引当金	154, 872	175, 992
その他	5, 517	12, 303
流動負債合計	17, 328, 431	22, 204, 949
固定負債		
退職給付引当金	1, 333, 882	1, 608, 101
役員退職慰労引当金	75, 667	30, 105
時効後支払損引当金	254, 296	250, 350
資産除去債務	-	1, 428, 586
その他	-	29, 109
固定負債合計	1, 663, 846	3, 346, 253
負債合計	18, 992, 277	25, 551, 202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2, 000, 131	2, 000, 131
資本剰余金		
資本準備金	3, 572, 096	3, 572, 096
その他資本剰余金	41, 160, 616	41, 160, 616
資本剰余金合計	44, 732, 712	44, 732, 712
利益剰余金		
利益準備金	342, 589	342, 589
その他利益剰余金		
別途積立金	6, 998, 000	6, 998, 000
繰越利益剰余金	33, 267, 700	40, 236, 787
利益剰余金合計	40, 608, 289	47, 577, 377
株主資本合計	87, 341, 133	94, 310, 221

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		84,121,445		98,635,342
投資顧問料		2,750,601		3,117,320
その他営業収益		10,412		148,442
営業収益合計		86,882,459		101,901,104
営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	※4	10,279	※4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	※4	65,808	※4	162,111
その他		36,894		44,734
営業外収益合計		863,788		496,550
営業外費用				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822
賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	※1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		-	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		-
企業結合関連費用		-	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969,087	6,969,087	6,969,087
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	16,229 千円
計	-	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	65,427 千円
計	-	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 1株当たり配当額 24,440円
- ③ 基準日 2023年3月31日
- ④ 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 216,218円
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月27日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	15,283	—	15,283
金銭の信託	—	10,500,500	—	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	—	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	—	24,303,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

## 2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円)を含めております。

## 3. 売却したその他有価証券

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の 発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

###### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図っております。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750 千円
時の経過による調整額	—	7,835 千円
期末残高	—	1,428,586 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払(注 1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額(注 4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注 2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注 3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。  
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。  
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。  
 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。  
 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等  
第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1株当たり純資産額	415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17円	49,804.10円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- ①定款の変更等  
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項  
該当事項はありません。

# 約款

追加型証券投資信託

三菱UF J <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）

約 款

三菱UF Jアセットマネジメント株式会社

## 三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

##### (2) 投資態度

主として、三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ 国内株式アクティブマザーファンド受益証券、三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券および三菱UFJ 海外株式アクティブマザーファンド受益証券への投資を通して、国内債券・国内株式・外国債券・外国株式への分散投資を行い、リスクの低減に努めつつ長期的に安定した収益の積上げをめざします。

国内債券32%、国内株式35%、外国債券10%、外国株式20%および短期金融商品3%の比率で配分した基本ポートフォリオのもと、個別資産毎におけるアクティブ運用を行い、当社が独自に指数化する合成インデックスをベンチマークとして超過収益を積み上げることを図ります。

(注) 当社が独自に指数化する合成インデックスとは、NOMURA-BPI<総合>（国内債券投資収益指数）32%、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）35%、FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）10%、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）20%、無担保コール翌日物レート（短資協会発表）の平均値3%を合成したものです。

各資産につき、基本ポートフォリオにおける各資産毎の比率から±5%以内の範囲に配分比率の変動を抑えます。ただし、市況動向等に応じて、基本ポートフォリオは適宜見直しを行います。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、エクスポージャーのコントロールを行う場合があります。株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ② 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%未満とします。
- ④ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑤ スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
- ⑦ 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
『三菱UFJ <DC>ライフ・バランスファンド（成長型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項、第55条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条の3に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物

売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ③ 委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第12条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

（投資の対象とする資産の種類等）

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定め

るデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第18条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする三菱UFJ国内債券アクティブマザーファンド、三菱UFJ国内株式アクティブマザーファンド、三菱UFJ海外債券アクティブマザーファンド、三菱UFJ海外株式アクティブマザーファンドおよびマネー・マーケット・マザーファンド(以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)に限ります。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)で次号で定めるもの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下本項および第4項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融

商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第56条第2項から第4項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

#### 第21条 削除

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできます。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額

で評価するものとします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第26条 削除

(公社債の空売りの指図範囲)

第26条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債または第26条の3の規定により借り入れた公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第26条の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます。以下本条において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の

100分の45以上となる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の45以上となった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第32条 削除

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、

売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

#### 第34条 削除

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるも

のがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年8月15日から翌年8月14日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2001年10月18日から2002年8月14日までとし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第45条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第48条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第50条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第48条第2項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金の再投資)

第47条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、前項により交付された収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第48条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第49条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第58条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定められます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者

の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第47条第3項および第48条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第4条 第25条に規定する「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 第25条に規定する「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2001年10月18日

 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント